

令和7～11年度ペットボトル拠点回収運搬業務委託契約書

高知市（以下「甲」という。）と〇〇〇〇〇〇〇〇（以下「乙」という。）とは、高知市における令和7～11年度のペットボトル拠点回収運搬業務について、次の条項により業務委託契約を締結する。

（総則）

第1条 乙は、令和7～11年度ペットボトル拠点回収運搬業務仕様書に従い、本業務を誠実に履行しなければならない。

2 前項の仕様書に明記されていない事項があるときは、甲乙協議の上、定めるものとする。

（委託業務）

第2条 委託業務内容は、高知市が指定するペットボトル拠点回収所からペットボトルを回収し運搬する業務とする。

（委託料）

第3条 委託料は、〇〇〇〇〇円（うち消費税及び地方消費税の額〇〇〇円）とする。

令和7年度の委託料は〇〇〇〇〇円とし、令和8年度から令和11年度の委託料は各年度において〇〇〇〇〇円とする。

2 前項に規定する委託料の月額を、次のとおりとする。

年度	月	委託料の月額
令和7年度	4月分	〇〇〇〇〇円（うち地方消費税及び地方消費税額〇〇〇円）
	5月～7月分	〇〇〇〇〇円（うち地方消費税及び地方消費税額〇〇〇円）
	8月～3月分	〇〇〇〇〇円（うち地方消費税及び地方消費税額〇〇〇円）
令和8年度	4月分	〇〇〇〇〇円（うち地方消費税及び地方消費税額〇〇〇円）
	5月～7月分	〇〇〇〇〇円（うち地方消費税及び地方消費税額〇〇〇円）
	8月～3月分	〇〇〇〇〇円（うち地方消費税及び地方消費税額〇〇〇円）
令和9年度	4月分	〇〇〇〇〇円（うち地方消費税及び地方消費税額〇〇〇円）
	5月～7月分	〇〇〇〇〇円（うち地方消費税及び地方消費税額〇〇〇円）
	8月～3月分	〇〇〇〇〇円（うち地方消費税及び地方消費税額〇〇〇円）
令和10年度	4月分	〇〇〇〇〇円（うち地方消費税及び地方消費税額〇〇〇円）
	5月～7月分	〇〇〇〇〇円（うち地方消費税及び地方消費税額〇〇〇円）
	8月～3月分	〇〇〇〇〇円（うち地方消費税及び地方消費税額〇〇〇円）
令和11年度	4月分	〇〇〇〇〇円（うち地方消費税及び地方消費税額〇〇〇円）
	5月～6月分	〇〇〇〇〇円（うち地方消費税及び地方消費税額〇〇〇円）
	7月～3月分	〇〇〇〇〇円（うち地方消費税及び地方消費税額〇〇〇円）

（委託期間）

第4条 委託期間は、令和7年4月1日から令和12年3月31日までとする。

(契約保証金)

第5条 契約保証金は、高知市契約規則(昭和40年規則第4号)第39条第4号の規定により、免除する。

(法令上の責任)

第6条 乙は、労働基準法(昭和22年法律第49号)、労働者災害補償保険法(昭和22年法律第50号)、最低賃金法(昭和34年法律第137号)、廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和45年法律第137号)等、その他の関係法令の規定を遵守しなければならない。

(権利義務の譲渡)

第7条 乙は、この契約により生じる権利又は義務を第三者に譲渡し、又は承継させてはならない。ただし、あらかじめ書面により甲の承諾を得た場合はこの限りではない。

(再委託の禁止)

第8条 乙は、業務の全部又は一部の処理を第三者に委託し、又は請け負わせてはならない。

(暴力団員等による不当要求行為)

第9条 乙は、契約の履行に当たって高知市事業等からの暴力団の排除に関する規則(平成23年規則第28号。以下「暴力団排除規則」という。)第2条第2項第5号に規定する暴力団員等による不当要求行為を受けたときは、その旨を直ちに甲に報告するとともに、所轄の警察署に届け出なければならない。

(委託業務の調査)

第10条 甲は、必要があると認めるときは、乙に対して業務の処理状況につき調査をし、又は報告を求めることができる。

(受託者の義務)

第11条 乙は、契約の履行に当たっては関係する法令に従うとともに、業務の本旨に従い、善良な管理者の注意をもってその処理に当たらなければならない。

(経費の負担)

第12条 使用する器具、材料等はすべて乙の負担とする。

(業務内容の変更等)

第13条 甲は、必要があると認めるときは、業務の内容を変更し、又は一時中止することができる。この場合、甲乙協議の上、書面によりこれを定めるものとする。

(臨機の措置)

第14条 乙は、災害の防止等のために必要があると認めるときは、臨機の措置を採らなければならない。この場合において必要があると認めるときは、乙は、あらかじめ甲の意見を聴かななければならない。ただし、緊急やむを得ない事情があるときは、この限りでない。

- 2 乙は、前項の規定により臨機の措置を採ったときは、当該措置の内容を遅滞なく甲に通知しなければならない。
- 3 甲は、災害の防止その他業務の履行上特に必要があると認めるときには、乙に対して臨機の措置を採ることを求めることができる。
- 4 乙が第1項又は前項の規定により臨機の措置を採った場合において、当該措置に要した費用のうち、乙が委託料の範囲内において負担することが適当でないと甲が認めたときは、甲がこれを負担する。この場合における甲の負担額は、甲乙協議して定めるものとする。

(一般的損害)

第15条 委託業務の履行に関して生じた損害は、乙の負担とする。ただし、その損害のうち天災地変その他の不可抗力な事由又は甲の責めに帰すべき事由により生じたものについては、この限りではない。

(第三者に及ぼした損害)

第16条 乙は、業務の履行に当たって第三者に損害を及ぼしたときは、その損害を賠償しなければならない。ただし、その損害のうち甲の責めに帰すべき事由により生じたものについては、甲がこれを負担するものとする。

(検査)

第17条 乙は、各月の業務を完了したときは、翌月の10日までに、甲に対して月毎に業務完了報告書を提出しなければならない。

- 2 甲は、前項の業務完了報告書を受領したときは、業務完了を確認するための検査を行わなければならない。

(委託料の支払い)

第18条 乙は、前条第2項の検査に合格したときは、書面をもって委託料の支払いを請求するものとする。

- 2 甲は、前項の規定による適法な請求書を受領したときは、30日以内に委託料を支払わなければならない。

(履行遅滞に伴う損害金等)

第19条 乙の責めに帰すべき事由により、契約の履行を遅滞したときは、甲は損害金の支払を乙に請求することができる。

- 2 前項の損害金の額は、当該履行遅滞部分に係る委託料につき、遅滞日数に応じ、契約締結日における政府契約の支払遅延防止等に関する法律（昭和24年法律第256号）第8条第1項の規定に基づき財務大臣が決定する率（以下「支払遅延防止法の率」という。）の割合で計算した額とする。ただし、計算した損害金の額が、100円に満たないときは、この限りでない。
- 3 当該損害金徴収日数の計算については、検査に要した日数は、これを算入しない。
- 4 甲の責めに帰すべき事由により、前条第2項の規定による委託料の支払が遅れた場合は、乙は、未受領金額につき、遅滞日数に応じ、契約締結日における支払遅延防止

法の率の割合で計算した額の遅延利息の支払いを甲に請求することができる。

(契約の解除等)

第20条 甲は、自己の都合によりこの契約を解約するときは、解約しようとする日の1か月前までに文書をもって乙に通告するものとする。

2 前項の規定による契約の解約に伴い、乙に損害を与えたときは、甲は、その損害を賠償しなければならない。この場合における賠償額は、甲乙協議して定めるものとする。

3 甲は、乙が次の各号のいずれかに該当するときは、催告することなく直ちに契約を解除することができる。この場合において、解除により乙に損害が生じたとしても、甲はその損害の賠償の責めを負わない。

(1) 履行期限内に契約を履行する見込みがないとき。

(2) 正当な理由がなくて契約を履行しないとき。

(3) 契約の締結又は履行に当たり不正の行為があったとき。

(4) 契約の履行に当たり正当な理由がなく、検査職員等の指示に従わなかったとき。

(5) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4第1項の規定に該当したとき。

(6) 廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令(昭和46年政令第300号)第4条第1号から第3号までに定める委託基準に適合しなくなったとき。

(7) 前各号に掲げるもののほか、契約条件に著しく違反したとき。

第20条の2 甲は、乙が、次の各号のいずれかに該当するときは、この契約を解除することができる。この場合において、解除により乙に損害が生じたとしても、甲はその損害の賠償の責めを負わないものとする。

(1) この契約に関し、乙が私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律(昭和22年訪律第54号。以下「独占禁止法」という。)第3条の規定に違反し、又は乙が構成事業者である事業者団体が独占禁止法第8条第1号の規定に違反したことにより、公正取引委員会が受注者に対し、独占禁止法第7条の2第1項(独占禁止法第8条の3において準用する場合を含む。)の規定に基づく課徴金の納付命令(以下「納付命令」という。)を行い、当該納付命令が確定したとき(確定した当該納付命令が独占禁止法第63条第2項の規定により取り消された場合を含む。)

(2) 納付命令又は独占禁止法第7条若しくは第8条の2の規定に基づく排除措置命令(これらの命令が乙又は乙が構成事業者である事業者団体(以下「乙等」という。))に対して行われたときは、乙等に対する命令で確定したものをいい、乙等に対して行われていないときは、各名宛人に対する命令すべてが確定した場合における当該命令をいう。次号において同じ。)において、この契約に関し、独占禁止法第3条又は第8条第1号の規定に違反する行為の実行としての事業活動があったとされたとき。

(3) 前号に規定する納付命令又は排除措置命令により、乙等に独占禁止法第3条又は第8条第1号の規定に違反する行為があったとされた期間及び当該違反する行為の対象となった取引分野が示された場合において、この契約が当該期間(これらの命令に係る事件について、公正取引委員会が乙等に対して納付命令を行い、これが確定した

ときは、当該納付命令における課徴金の計算の基礎である当該違反する行為の実行期間を除く。)に入札(見積書の提出を含む。)が行われたものであり、かつ、当該取引分野に該当するものであるとき。

- (4) この契約に関し、乙(法人にあつては、その役員又は使用人を含む。)の刑法(明治40年法律第45号)第96条の6又は独占禁止法第89条第1項若しくは第95条第1項第1号に規定する刑が確定したとき。
- (5) 乙の刑法第198条に規定する刑が確定したとき。
- (6) 乙が暴力団排除規則第4条各号のいずれかに該当すると認められるとき。
- (7) 乙が第9条の規定に違反したとき。

第20条の3 第20条第3項及び前条の規定によりこの契約が解除された場合は、乙は、委託料の10分の1に相当する額を違約金として甲の指定する期間内に支払わなければならない。

(賠償の予約)

第21条 乙は、第20条の2第1号から第4号のいずれかに該当するときは、甲が契約を解除するか否かにかかわらず、甲の請求に基づき、委託料の10分の2に相当する額を賠償金として甲の指定する期間内に支払わなければならない。契約の履行が完了した後においても同様とする。

- 2 前項の規定は、甲に生じた実際の損害額が同項に規定する賠償金の額を超える場合において、甲が当該賠償額の超過分につき賠償を請求することを妨げるものではない。

(賠償金等の徴収)

第22条 乙がこの契約に基づく賠償金、損害金又は違約金を甲の指定する期間内に支払わないときは、甲は、その支払わない額に甲の指定する期間を経過した日から委託料支払いの日まで、契約締結日における支払遅延防止法の率の割合で計算した遅延利息を付した額と、甲が支払うべき委託料とを相殺し、なお不足があるときは追徴する。

- 2 前項の追徴をする場合には、甲は、乙から遅滞日数につき契約締結日における支払遅延防止法の率の割合で計算した額の遅延利息を徴収する。ただし、計算した遅延利息の額が、100円に満たないときは、この限りでない。

(年当たりの割合の基礎となる日数)

第23条 第19条第2項及び第4項並びに前条の規定による遅延利息及び損害金等の額を計算する場合における年当たりの割合は、閏年の日を含む期間についても、365日当たりの割合とする。

(秘密の保持)

第24条 乙は、この契約の履行に当たって知り得た甲の業務上の秘密を漏らし、又は他の目的に利用してはならない。

(協議)

第 25 条 この契約の定めのない事項又はこの契約の履行に当たって疑義が生じた場合は、高知市契約規則その他関係法令の定めによるもののほか、甲乙協議の上、決定するものとする。

(裁判管轄)

第 26 条 この契約に関する調停又は訴訟の裁判管轄は、甲の所在地を管轄する裁判所とする。

本契約の証として本書 2 通を作成し、甲乙記名押印の上、各自その 1 通を保有する。ただし、電子契約サービスを利用する場合には、この契約の証として契約内容を記録した電磁的記録を作成し、甲乙両者が電子署名を行うものとする。

令和〇年〇月〇日

甲 高知市
代表者 高知市長 桑 名 龍 吾

乙 ○○○○○
○○○○○